和光市駅北口土地区画整理事業



区画整理だより 第32号

平成25年3月6日

早春の候、皆様におかれましては、益々ご清祥の こととお喜び申し上げます。

また、日頃より、和光市駅北口土地区画整理事業 にご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうござ います。



さて、今号では第19回審議会の報告と仮換地案個別説明 会の開催などについてお知らせいたします。

第19回土地区画整理審議会の報告

- 日 時 平成25年1月30日(水) 午後3時00分から午後6時00分まで
- 場所駅北口土地区画整理事業事務所会議室

内容

- (1)仮換地(案)について【諮問】(非公開)
- (2)事業計画変更(第1回)案について【説明】
- (3)事業計画変更(第1回)案全体説明会及び 仮換地(案)個別説明会の開催について【説明】

出席者 委員 8 名、副市長、事務局 6 名

傍聴者 5名

審議会の内容は、右欄をご覧下さい。

審議会の内容

(1)仮換地(案)について【諮問】(非公開)

平成24年4月より、概略仮換地案に対する意見・要望者への個別交渉や 仮換地案について検討・修正を行い、第18回審議会において、概略仮換地 案に対して了承、概ね了承であると判断した権利者の合意形成率は75%、 ご理解をいただけない権利者が25%となっていることをご報告しました。

今後の仮換地指定やその後の工事等の円滑な事業施行を目指すうえでも、 合意形成率約8割を目途として進めたいとご説明し、それ以後交渉を重ね、 約78.8%の合意形成率を得ました。

8割に達することはできませんでしたが、施行者としては計画的な事業運営の観点から、今回仮換地案を審議会へ諮問しました。

仮換地案については原案のとおり承認されました。

(2)事業計画変更(第1回)案について【説明】

駅北口地区については、当初事業計画を平成20年12月16日に決定をして、この事業計画に基づいて事業を進めてきたところではありますが、平成23年に歩道整備の充実を主とした設計図の見直しを行なったことにより、事業計画で定めていた「設計の概要」と「資金計画」が変更となりましたので、この変更点について説明をしました。

(3)事業計画変更(第1回)案全体説明会及び 仮換地案個別説明会の開催について【説明】

事業計画変更(第1回)案全体説明会について

事業計画変更(第1回)案については、利害関係者の皆さんに意見を伺うため、事業計画の縦覧を行います。縦覧に先立ち、事業計画変更の内容について周知するため、利害関係者を対象に2月上旬に説明会を開催する旨説明しました。

また、縦覧の実施及び意見書の提出のスケジュールについても説明しました。(**詳細は裏面をご覧ください**)

仮換地案個別説明会について

概略仮換地案について検討・修正を行った仮換地案について、土地所有者及び借地権者を対象に、2月下旬から個別説明会を実施する旨説明しました。(詳細は裏面をご覧ください)

事業計画変更(第1日)案の縦覧及び意見書提出について

【事業計画変更(第1回)案の縦覧について】

和光市駅北口土地区画整理事業の事業計画の変更については、土地 区画整理法の規定に基づき、事業計画変更(第1回)案の縦覧を実施 しました。

縦覧期間:平成25年2月18日(月)~平成25年3月3日(日)

縦覧時間:午前8時30分~午後5時15分(土日も実施)

縦覧場所:和光市駅北口土地区画整理事業事務所

【意見書の提出について】

事業計画変更(第1回)案についてご意見のある利害関係者は、平成25年3月17日(日)までに、埼玉県知事あてに書面により、当該事業計画で都市計画に定められた事項以外の事項について意見書を提出することができます。

意見書につきましては、事業計画の変更に対するものであり、換地 などについては対象外となります。

利害関係者:当該土地区画整理事業に関係のある土地もしくは物件 または水面について権利を有する方です。

<意見書の提出先>

〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 (埼玉県庁第2庁舎3階)

- ・埼玉県都市整備部市街地整備課まで**持参**または**郵送**してください。
- ・あて名は「<mark>埼玉県知事</mark>」で、**住所・氏名・日付・押印**の上、提出して ください。
- ・Eメール、FAXによる意見書の提出はできません。
- ・縦覧場所及び市ホームページで参考用紙を用意しております。

<意見書の提出期間>

平成25年2月18日(月)~平成25年3月17日(日) 郵送の場合は、3月17日(日)の消印があるものまで有効です。

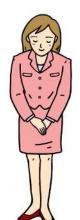
仮換地案個別説明会開催のお知らせ

~現在実施しております~

平成23年10月に開催いたしました概略仮換地案個別説明会以後、皆様からのご意見ご要望等について、これまで検討してまいりましたが、この度仮換地指定に向けた仮換地案ができましたので、平成25年2月25日(月)より、個別に仮換地案の位置、地積及び形状等について説明をしております。

土地所有者及び借地権者の皆様に、個別の説明日及び時間を 指定させていただいた説明会開催通知(お知らせ)を2月12日 (火)に送付いたしましたので、ご確認ください。

また、当日都合によりご出席できない場合には、恐縮ですが 前もって下記事務所へご連絡くださるようお願いいたします。 この個別説明会は、仮換地指定に向けた重要なものですか ら、欠席のないようにお願い申し上げます。



【注意事項】

- ・当日は、開催通知(お知らせ)をご持参ください。
- ・代理の方が出席される場合には、開催通知(お知らせ)と同封の「委任状」に署名捺印してご持参ください。
- ・説明時間は、約1時間程度を予定しております。
- ・ご連絡なく、指定された日時以外にご来所された場合、 説明ができないこともありますので、時間厳守にご協力 ください。

区画整理に関するお問合せ・ご相談は下記までお尋ねください。

〒351-0115 和光市新倉1丁目11番16号

「駅北口土地区画整理事業事務所」

TEL: 048-450-1602 FAX: 048-450-1603

mail: e0500@city.wako.lg.jp

